

国際教養大学施設整備構想策定支援業務プロポーザル実施要領の  
修正

国際教養大学施設整備構想策定支援業務プロポーザル実施要領の「3参加資格（5）」  
を次のとおり修正する。

番号	修正前	修正後
01	<p>平成24年4月1日以降において、同種業務の元請けとして1件以上の履行実績を有していること。</p> <p>なお、同種業務とは、国・地方自治体の施設整備の基本構想の策定業務とする。</p>	<p>平成24年4月1日以降において、同種業務の元請けとして1件以上の履行実績を有していること。</p> <p>なお、同種業務とは、<u>大学施設</u>、国・地方自治体の施設整備の基本構想等の<u>計画策定業務</u>とする。</p>